

ソフトウェア使用許諾契約書

この契約は、お客様（法人または個人）が購入されたソフトウェア（コンピュータプログラムおよびこれを記録した記録媒体、ならびにマニュアルなどの印刷物、電子文書を含みます。以下、これらを総称して「本ソフトウェア」といいます。）に関して、お客様と株式会社OSK（以下「弊社」といいます。）との間で締結される法的な拘束力をもつ契約です。

本ソフトウェアをインストール（第三者がお客様の依頼に基づき、お客様の同意のうえでインストールした場合を含みます。）複製またはご使用いただいた場合には、この契約書のすべての条項にご同意いただいたものとみなします。

この契約書の条項にご同意いただけない場合には、弊社はお客様に、本ソフトウェアの使用を許諾することはできません。未使用の本ソフトウェアに含まれるすべてのものをただちに購入先に返品いただき、領収書その他購入を証するものと引き替えに代金をお受け取りください。

本ソフトウェアにおけるコンテンツの利用に関して、お客様と弊社、または弊社以外のコンテンツ提供者もしくは弊社の認める第三者（再販売事業者等）との間で、この契約書以外の契約（以下「コンテンツ使用許諾契約」といいます。）が締結されている場合であって、この契約書の条項とコンテンツ使用許諾契約とに矛盾、抵触等する事項があるときは、当該事項については、コンテンツ使用許諾契約が適用されるものとします。

なお、この契約書は本ソフトウェアの使用許諾についての証明ですので、大切に保管してください。

ご注意：

本ソフトウェアは、「使用するユーザー単位」もしくは「インストールするコンピュータ単位」のいずれかで使用を許諾されるものです。「使用するユーザー単位」での使用は本契約第1条に、「インストールするコンピュータ単位」での使用は本契約第1条に記載されています。お客様は、適用される方をお読みください。なお、使用のタイプを変更することはできません。

第1条（使用の許諾）

弊社はお客様に対して、この契約に基づき、本ソフトウェアに関し、以下の権利を許諾します。

使用するユーザー単位での使用許諾

スタンドアロンまたはクライアントコンピュータへのインストールの場合

- 1) お客様は、1台のコンピュータにコピー（インストール）して、本ソフトウェアおよびコンテンツを使用することができます。
- 2) お客様が一人で使用する場合に限り、お客様のみが使用する他のコンピュータ（携帯用コンピュータまたは家庭にあるコンピュータなど）で、同時に実行しないことを条件に本ソフトウェアを使用することができます。
- 3) 本ソフトウェアを複数人で使用する場合、お客様は、本ソフトウェアを実際に使用するユーザー数分のライセンスを購入しなければなりません。

サーバーへのインストールの場合

- 1) お客様は、1台のサーバーにコピーして、本ソフトウェアを使用することができます。
- 2) 複数のユーザーによる本ソフトウェアの使用が許諾されている場合、本ソフトウェアは、使用を許諾された数を上限とした数のユーザーが、クライアントコンピュータまたはコンピュータの一時メモリ

(RAM)に読み出して使用することができます。

- 3) サーバーにアクセスする特定の個人の数によってライセンス数がカウントされる場合であって、使用を許諾された数を超えたユーザーが本ソフトウェアを使用するとき、お客様は、当該使用を許諾された数を超えたユーザー数分のライセンスを別途購入しなければなりません。
- 4) サーバーに同時にアクセスするユーザーの数によってライセンス数がカウントされる場合、使用を許諾された数を超えたユーザーが、本ソフトウェアを同時に使用することはできません。

インストールするコンピュータ単位での使用許諾

スタンドアロンまたはクライアントコンピュータへのインストールの場合

- 1) お客様は、1台のコンピュータにコピー(インストール)して、本ソフトウェアを使用することができます。
- 2) 本ソフトウェアを複数のコンピュータで使用する場合、お客様は、本ソフトウェアを実際に使用する台数分のライセンスを購入しなければなりません。

サーバーへのインストールの場合

- 1) お客様は、1台のサーバーにコピーして、本ソフトウェアを使用することができます。
- 2) 複数のコンピュータにおける本ソフトウェアの使用が許諾されている場合、本ソフトウェアは、使用を許諾された数を上限とした数のクライアントコンピュータまたはコンピュータの一時メモリ(RAM)に読み出して使用することができます。
- 3) サーバーに同時にアクセスするクライアントコンピュータの数によってライセンス数がカウントされる場合、使用を許諾された数を超えたクライアントコンピュータで、本ソフトウェアを同時に使用することはできません。

第2条(著作権)

本ソフトウェアの著作権は、弊社またはその許諾者に帰属し、日本国著作権法ならびにその他の関連して適用される法律および国際条約により保護されていますので、お客様は、本ソフトウェアを複製することはできません。ただし、本ソフトウェアが、物理的な記録媒体によらずに電磁的方式のみにより提供されている場合は、バックアップおよび保存用の目的に限って本ソフトウェア(プログラムのみ)の複製物を1部のみ作成することができます。

第3条(禁止事項)

- 1) お客様は、弊社に許可なく本ソフトウェア(複製物を含む)を対価の有無を問わず、第三者に譲渡、貸与もしくはこれに類することはできません。
- 2) お客様は、本ソフトウェアの逆アセンブルおよび逆コンパイルを含め、いかなる方法によっても本ソフトウェアの改変および解析などを行うことはできません。
- 3) 本ソフトウェアが複数モジュールで構成される場合、お客様は、弊社に許可なく、各モジュールを分割して使用することはできません。

第4条(使用責任)

お客様は、本ソフトウェアをご使用になる場合、本ソフトウェアの選択、導入、管理、利用および効果の責任を負うこととなります。

したがって、お客様は、本ソフトウェアの使用によって得られたものすべてを含むいかなる成果物についても、その信頼性、安全性、実用性を自ら確認する責任を負います。

第5条(保証)

- 1) この契約書の条項に記載された保証は、他の口頭か書面上かを問わず、あるいは明示または黙示を問わ

ず、すべての保証に代わるものとしします。したがって、他のいかなる者によっても、この保証に対し変更、追加などを行うことはできません。

- 2) 弊社は、本ソフトウェアに欠陥が見つかった場合、欠陥を修正するか、欠陥を回避する方法を教授するか、本ソフトウェアを交換するか、お客様が支払った代金相当額を返却して契約を終了するかのいずれかの方法を選択して保証を履行するものとしします。その保証方法の選択については、弊社の裁量によるものとしします。
- 3) 本ソフトウェアの保証期限は、本ソフトウェアの製造中止後 1 年が経過する日までとしします。
- 4) この保証は、日本国内においてのみ有効なものとしします。

第 6 条（物理的欠陥による保証）

- 1) 本ソフトウェアを記録した記録媒体の物理的欠陥によって本ソフトウェアが正常にインストールできなかった場合や、製品マニュアルその他の印刷物に落丁・乱丁が生じていた場合には、本ソフトウェアをお買い上げ後 30 日以内に限り、弊社の判断に基づき良品と交換させていただきます。
- 2) 前項に定める交換後のソフトウェアの物理的欠陥に対する保証期間は、その納入日より 30 日間とさせていただきます。交換後のソフトウェアについても、この契約書の各条項が適用されるものとしします。
- 3) 本ソフトウェアを交換しても前記問題が解決できない場合には、弊社は、お客様が支払った代金の返却に応じるものとしします。ただし、お客様から本ソフトウェアの領収書その他の購入を証明する書面をいただけない場合は、この限りではありません。

第 7 条（保証の制限）

- 1) 弊社は、火災、地震その他の自然災害、第三者による行為、お客様の故意、過失、誤操作もしくはその他の異常な条件下での使用によって本ソフトウェアに生じた不具合については、一切保証いたしません。
- 2) 弊社は、本ソフトウェアの使用または使用不能から生じた損害については、一切保証いたしません。
- 3) 弊社は、本ソフトウェアに関し、その品質、性能、商品性および特定の目的に対する有用性・適合性を含むその他のすべての明示または黙示の保証を一切行いません。
- 4) 弊社は、本ソフトウェアよりも後にリリースされたハードウェア、OS 上での本ソフトウェアの動作保証は、一切行いません。

第 8 条（責任の制限）

- 1) 弊社および本ソフトウェアを販売する他の事業者は、いかなる場合も、お客様の逸失利益、特別な事情から生じた損害（損害発生につき弊社が予見し、または予見し得た場合を含みます。）および第三者からお客様に対してなされた損害賠償請求に基づく損害について、一切の責任を負いません。
- 2) いかなる場合においても弊社の責任は、本ソフトウェアについてお客様が実際に支払った金額を上限とします。

第 9 条（契約の有効期間）

- 1) この契約の有効期間は、契約成立時からお客様が本ソフトウェアの使用を停止するまでとしします。ただし、本ソフトウェアがサブスクリプション版である場合の有効期間は、別途定めるところによります。
- 2) お客様がこの契約書のいずれかの条項に違反した場合、弊社はこの契約を解除し、お客様の本ソフトウェアの使用権を終了させることができます。
- 3) この契約が終了した場合、お客様はすみやかに、本ソフトウェアの一切をお客様のご負担で弊社に返却いただくか、あるいは破棄していただくものとしします。

第 10 条（準拠法）

この契約は、日本国法に準拠するものとしします。また、この契約に関する紛争については、東京地方裁判

所を第一審の専属管轄裁判所とします。お客様は、一切の国内法（日本国政府または外国政府が定める輸出に関する規制を含みます。）および国際法に違反して、本ソフトウェアを輸出または再輸出することはできません。

この契約書に関するご質問などは、下記にお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

株式会社OSK マーケティング部

TEL : 03-5610-1652

2008年1月現在